

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

#### ○IT 実装支援（情報提供依頼プラットフォーム構築によるデータの相互利用）

現在の情報市場では、広告主が売り手にお金を払い、買い手はほとんどの場合無料で情報を手にします。しかしながら、現在の市場には、物品のフリーマーケットは数えきれないくらい存在するのに、残念なことに1人が100の情熱をもって欲しているにもかかわらず（以下、このような情報を「1人100熱情報（データ）」という）「1人100熱情報」のフリーマーケットは存在しません。

当社は、以上のような世の中に溢れる様々な「1人100熱情報（データ）」の売買をするプラットフォームを構築して「1人100熱情報売買プラットフォーム（仮称）」の発展に取り組みます。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ①手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

#### ②知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ③働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他（任意記載）

○事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で「50/50（フィ・フィティ）」となるよう分かれています。

- 「取引先満足度調査」の実施を通じて、取引先との長期的な信頼関係の構築や調査結果を踏まえた取引改善に繋げます。
- 今後の資金の大口決済には電子記録債権への移行検討を行います。

令和3年11月1日

---

株式会社 Rebery

---

代表取締役 都築 純一